

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

←厚生労働省老健局 老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に
関する基準等の一部を改正する
告示等の公布について

計 596 枚（本紙を除く）

Vol.1212

令和6年3月15日

厚生労働省老健局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938、3971、3979)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和6年3月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する
告示等の公布について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
1月22日に開催された第239回社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の改正案に係る答申等を得られたところ、本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第86号）、「介護保険法施行規則第四百条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第84号）、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第85号）、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第89号）、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第90号）、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第91号）が別添のとおり公布されました。

貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑

な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお願い申し上げます。

作成日：令和6年3月18日
作成者：日本在宅介護協会事務局

介護保険最新情報 vol.1212 別添リンク先一覧

【別添 1-1】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P466～512）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227762.pdf>

【別添 1-2】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P513～576）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227763.pdf>

【別添 1-3】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P577～640）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227764.pdf>

【別添 1-4】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P641～704）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227765.pdf>

【別添 1-5】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P705～768）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227766.pdf>

【別添 1-6】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P769～832）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227767.pdf>

【別添 1-7】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P833～896）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227768.pdf>

【別添 1-8】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P897～960）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227769.pdf>

【別添 1-9】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（官報 P961～1021）：<https://www.mhlw.go.jp/content/001227770.pdf>

【別添 2】介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（官報 P439～449）：
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227771.pdf>

【別添3】厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示（官報 P449～466）

： <https://www.mhlw.go.jp/content/001227772.pdf>

【別添4】経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（官報 P1050～1052）： <https://www.mhlw.go.jp/content/001227773.pdf>

【別添5】経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（官報 P1052～1054）： <https://www.mhlw.go.jp/content/001227774.pdf>

【別添6】看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（官報 P1054～1056）

： <https://www.mhlw.go.jp/content/001227775.pdf>

以上